

令和2年10月30日（金曜日）

議会活性化特別委員会会議録

議会活性化特別委員会会議録

令和2年10月30日（金曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

出席委員（15名）

委員長	星 喜美男君	
副委員長	後藤 伸太郎君	
委員	須藤 清孝君	倉橋 誠司君
	佐藤 雄一君	千葉 伸孝君
	佐藤 正明君	及川 幸子君
	村岡 賢一君	今野 雄紀君
	高橋 兼次君	菅原 辰雄君
	山内 孝樹君	後藤 清喜君
	山内 昇一君	

欠席委員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	男澤 知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野 寛和

午後3時45分 開会

○委員長（星 喜美男君） ただいまより議会活性化特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので会議を開きます。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しております。

初めに、一言挨拶を申し上げます。

どうも、本会議でお疲れのところ御苦労さんでございます。どうぞよろしくお願ひします。

本日の会議でございますが、議会基本条例の見直しについて、また、通年議会・通年会期の導入について、委員皆様の御意見を伺うため開催するものであります。

それでは、早速会議に入ります。

初めに、議会基本条例の見直しについてを議題といたします。

本件につきましては、議会基本条例第5条第2項に規定する反問権について、運用上の基準を明確にしたほうがよいとの意見があり、同条例第8条の規定により議会運営委員会において検証、検討しておりました。議会運営委員会の協議の結果、検討結果を議会活性化特別委員会に落として、全議員の意見を伺ってから必要な措置を取るべきと決定されましたので、改めて当委員会で議会基本条例の見直しについて、という形で調査することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。

それでは、早速調査を進めてまいりたいと思います。

まず、お配りした資料について事務局より説明をいたさせます。局長。

○事務局長（男澤知樹君） それでは、お配りした資料を1枚めくっていただきまして、1ページ目を御覧くださいませ。

南三陸町議会基本条例の見直しについてというペーパーでございます。

1といたしまして、基本条例制定までの経緯につきまして記載をしております。これについては御覧いただければと思います。

2番といたしまして、議会基本条例制定時に確認された事項でございます。

まず本件、本日の議題は反問権についてということでございます。この反問権につきましては、一般質問または質疑、議案の質疑、いずれについても対象とするということは確認されております。

運用の基準でございますが、制定時においては具体的な運用について様々な意見は出されたんで

はございますが、決定した事項はないということを確認しております。

その他といたしまして、反問権を運用していく中で支障があれば、適宜修正してはいかがかということが制定時に出された意見としてございます。

3番、見直し・検討に至った経緯でございます。

8月19日に開催されました当委員会の中で、運用基準を明確にして条文化してはという発言がございました。基本条例には、議運において検討し適切な措置を講じる旨の条文がございます。

これを受けまして、今月21日議運が開催されて、最終的には全議員で構成する活性化特別委員会で決定すべきものであると議運においては確認がなされております。その際、反問権の基準等について議運において協議、検討がなされております。その結果は2ページに記載してございます。

反問権の基準等については、全議員の議会活動に関する重要な内容であるということで、その基準等を議運の協議のみで決定するということが果たしてという部分もございまして、まずは議運で決めるのではあるんですが、活性化を開催して全議員の意見を通した上でということで、本日の調査ということでございます。

4番、見直し・検討の対象と記載しております。

まず、①といたしまして、反問権の運用基準がまだ決まっておりませんので、これを検討して決定してはいかがかというのが1点目。

そして、2番といたしましては、基本条例へ、それについて明文化すること、あるいは、明確に基本条例に根拠づけすることについての検討。その2点かと存じます。

5として、その他といたしまして、間もなく12月定例会がまいります。反問権の運用に疑惑が生じている今まで、運用基準が定まっていない今まで12月定例会ということになりますと、議会運営に支障を来すことも懸念されますことから、それを解消するためには12月定例会から適用できるようにすることが望ましく、それを実現するためのスケジュール感としてはということで3行記載させていただいております。

例えば、本日運用基準等が決定されましたならば、11月中旬にも条例改正案を当委員会で確認していただき、11月24日にも、来月下旬にも招集が予定されております臨時会に議員提出議案という形で提出、上程、審議という形であれば、12月からの一般質問からこの基準で運用ができるというスケジュール感でございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目でございます。

ページの上の部分で黒丸で2つ書きました。確認が必要な事項【基準】、確認が必要な事項【運用】と、この2つの部分について議論で話し合われました。その結果が下に書いた検討結果でございます。

まず、確認が必要な事項【基準】、これにつきましては、議論の中で書きましたけれども、この表の下から2番目です。質問者への代替案の提示要求や質問者の考え方を問うなどの逆質問、ここまで認めていいんじゃないのかという意見が複数ございました。

そして、一番下の質問者への反論、ここまで反問権として認めてもいいんじゃないのというお話を、これも複数ございました。

上から2つ目、いやいやと、質問・質疑の内容や前提等について瑕疵または客観性の問題が疑われる場合にこれを確認するもの、ここまでとすべきじゃないかという意見もございました。

議論で、これということで全会一致のような形の結論までは至ってはおりません。

そして、運用の部分でございます。

一般質問において、反問権の行使により費やした時間をどうするのかと。反問権の時間を90分の質問の時間に含んだほうがいいのではという方が多うございました。質問時間に含まない、いやいや、含まないほうがいいという意見もございました。

反問の回数、じゃあどうするのと、制限するのかという点につきましては、制限する、しない、これ同数でございました。制限するほうがいいのではといった意見の中に、1件につき3回までという制限を設けてはいかがかという意見がございました。

資料の一番下の部分でございます。その他といたしまして、答弁だと思って発言を許可したんだけれども、実際は反問であったケースがあるので、反問権の意思表示、あと反問権の内容の確認・許可行為が反問を許す前には必要であるよねという意見がございました。

その次です。明文化するべきと、基本条例に盛り込むなど明文化するべきといった意見がございました。条例への明記と反問権実施要綱の策定で対応することでいいんじゃないのかというような意見がございました。

ただ、いずれにおいても、運用については、決定した後においては当局に対し十分な説明を行った上で、これを実施することが肝要であるというような意見もございました。

以上、資料の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 事務局の説明が終わりましたので、資料2ページ目に記載の運用基準等について検討してまいります。

反問権を行使する際にどこまでの範囲で認めるのか、基準について、議会運営委員会の検討結果を御参考いただき、御意見を伺います。及川委員、議運で検討に入って。及川委員。

○及川幸子委員 私は、議運のときも1つ目で大丈夫なのかなという思いがします。というのは、常々議場では町長は常に反問権行使している、そういうような嫌いが我々には、私だけではなくて、聞いているとそういう嫌いが多うございます。そうした観点から1つだけ認めて、あとは、最初の1つだけ、質疑の趣旨、内容の確認を行うものってそれだけでいいと思うんです。（「この間2つ目って」の声あり）でも、やはりいろいろな今日の議場なども見ていて、1つだけということで心変わりしましたので申しました。そうさせていただきます。

○委員長（星 喜美男君） ほかに皆さんの意見を伺いたいと思います。議運の検討の結果は理解いただけていますか。倉橋委員。

○倉橋誠司委員 ないようなので、私は、上から2番目のところです。質問・質疑の内容や前提等について瑕疵または客観性の問題が疑われる場合にこれを確認するもの、ここまで可としてはいいのかなという考えです。以上です。

○委員長（星 喜美男君） ここまでっていうことは、その上もということでよろしいですか。

○倉橋誠司委員 はい。一番上の聞き直しを含むというところ。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。皆さんに答えていただきたいと思います。高橋委員。

○高橋兼次委員 では、指名にお応えしまして。いろいろ議論してもらって、どれにしたらいいのかって、どこまでやったらいいのかっていうの迷うんですが、私もいろいろ執行部と議会側とのやり取りの、何ていいますか、整合性といいますか、それを根拠に考えますと2番目までです。質問・質疑の内容や前提等について瑕疵または客観性の問題がと。

ただ、この瑕疵または客観性の問題が疑われる場合と、これを議長なり委員長が同意すればここまでいいのかなと思います。ただ執行部側からばっかり瑕疵があるとかなんとかじゃなくて、執行部からそういう意見が出た場合に、議長並びに委員長が、それはどうかなどとか、そこはちょっと疑わしいからいいですよとかと、その許可するものの同意といいますか、それが必要かなと思います。

○委員長（星 喜美男君） では、菅原委員。

○菅原辰雄委員 上の表の4番目、質問者への代替案の提示要求や質問者の考え方ということは、これは一般質問じゃなくいろいろな町当局が提示してきたこと、これに対して、これ駄目だからって言ったときに、じゃあどういうのがあるんですかってことでいいんですか。この意味。

○委員長（星 喜美男君） 基本は一般質問だと思うんですけども。

○菅原辰雄委員 一般質問だったら。

○委員長（星 喜美男君） 流れの中ではそういう場面もないとも言えないことも出てくるかもわからんないですけれども。

○菅原辰雄委員 一般質問、だから、それ今一般質問ということで、私は今、別の場面をちょっと想定したもんで、一般質問の中だったらこれまでいろいろなこと言って、私なんかは何回かもうそういうふうにして質問受けていますんで。皆さんはどうだか分かんないけれども、最後の質問者への反論というのは、どの程度のことをいうのかちょっと分かりかねますけれども、この辺が明確じゃなくて、例えば、一般質問のとき、じゃあこういうことがありますよ、こうやつたらいかがですか、じゃあ予算どうするのですかとか、そういう類いのものか、あるいは、どういうふうなことまで想定してのこれなのか、その辺ちょっと議運の中でどういう話あったのかお聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 議運の中。局長。

○事務局長（男澤知樹君） 議運に入っていますので。

まず、質問者への代替案の提示要求や質問者の考え方を問うなどの逆質問。一般質問でも、質疑の中でも当然あり得る話でございます。これは、例えば一般質問の中で、Aという手法があると思うんだけれども町長の考えはどう思うと言うと、Aはなかなか難しいというのがよくあるパターンだと思います。いやいや、だから町長はBというやり方しかないんだと。また手挙がって、いやいや、Aのやり方ができるはずだよという、二の矢みたいなのがある。そうしたときに町長のほう、当局のほうから、じゃあ、そのAというやり方の考え方、何を根拠にお話をされているんですかという問い合わせがありますので、それをして逆質問というふうに表現をしております。

あと提示要求と。逆に、いや、駄目だ駄目だと言うけれども、じゃあどういうやり方があるんだと、それをお示ししていただきたいと、提示していただきたいという話もございますので、そういう類いのことと捉えていただいて、議運で議論させていただきました。

あと質問者への反論の部分ですけれども、これは、言葉がすごい難しいんですけども、例えば、私の感覚です。これは反撃ですか、攻撃だというふうに捉えるべきなんだろうというふうに思います。反論は、町長の最初の答弁は反論である。できないよと、なかなかそれ難しいよというのは、多分反論なんでしょう。これ、言葉を丁寧に考えれば。ここで言っている一番レベルがきついという部分については、多分そういった場が荒れるような、要は、討

論に近いような状態に陥りそうな部分なのかなと思っております。なので、こういった部分は、これまでも議長なり委員長がいさめるような形で場をうまく切り回してきた部分なのかなと思うので、一番下に書かれているというのは、多分そういった趣旨と理解いただいて結構なのかと思います。

○委員長（星 喜美男君） 議長。

○議長（三浦清人君） 今までの経緯見たときに、反問というか、反問権、何ていうんでしょうか、興奮しているんだ、どっちも。そして興奮してやっている場面で、先ほど菅原委員言つたように、じゃあその予算あんたなじょにして出してくんのやなんて語る可能性は出てくる。何を基にあんたそんなこと語るのやとかです。興奮していますから。だから、そこできちんと、ここで決めておかないと私としても困るんです。どこまでよくて、どこで止めたらいいのか。止めても皆さんから、何だっけ、そこまでいいんでないかって今度語られるし。そこをきちんとしておかないと。だから、あくまでも執行者と議決しかできない議決権者との違いというものはまずあるわけだ。一般質問でも、町長に質問しても、町長こまいこと分かんない。だから担当課長ってこうやるわけだ。我々も分かんないことは担当課長とやれるのかということになってくるんだ。そういうことも踏まえて考えて、これを決めてもらわないと、どんなあれが出てくるか分かりませんので。

○委員長（星 喜美男君） それでは、後藤委員。

○後藤清喜委員 せっかく基本条例で反問権を認めておりますので、上から1つ、2つ目までは確認だから反問権ではないんですね、これ確認。

私は、議長もこれを整理するの大変だと思う。だから3番まで、根拠を問うもの、ここまでしたほうがいいのかなと。せっかく基本条例で反問権を認めておりますので、ここまでにしたほうがいいのかなと。そうすれば、議長も整理しやすいのかなという感じはいたします。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 菅原委員、確認ですけれども、菅原委員は結局どこまでだったんだっけ。

○菅原辰雄委員 すみません。私も今言った3つ目ぐらいまで、これでいいのかなと。その後の議長おっしゃったとおり、いろんなことで、私をはじめ、感情的になる方も多々いるかと思うので、3つ目までいいのかなと思います。

○委員長（星 喜美男君） 次に、では、山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 前もって、これは確認ですが、私事情あって休ませていただいたときに。

○委員長（星 喜美男君） いや、これは議運でやっただけ。

○山内孝樹委員 議運ね。

○委員長（星 喜美男君） 議運でやっただけ。

○山内孝樹委員 今何人か委員がそれぞれの思いを話しておられましたが、私は、一番最初の質問・質疑の趣旨や内容の確認を行うもの、まずこれが1つ。

それから、2番も必要なのかな。ただ、飛んでしまうんだけれども、質問・質疑の背景、根拠を問うものという、これまでの流れに伴うものであろうかと思いますが、その辺りでよろしいのではないかと思っております。

○委員長（星 喜美男君） 背景、3つ目までということ。3つ目。

○山内孝樹委員 はい。

○委員長（星 喜美男君） 3つまで。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ちょっとこの2番目のあれが、具体的あれがちょっと私分かりかねて、どういった状況なんだか。瑕疵または客観性の問題が問われるというはどういう状況を。

○委員長（星 喜美男君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） 例えば、質問者が、さんさん商店街のお客様の数がたしか140万人とかっていう話が聞こえていますけれども、例えば、これを質問の中で120万人だけれどもとかいう形とか、数字の誤りとかあった場合、要は、その後の本当に聞きたい内容の枕言葉のような前提の部分で瑕疵じゃないのという場合に、これを確認する場合なんかというふうに。

○今野雄紀委員 例えば間違った数字というか、こっちで言って、3人来たんではないのって言ったやつが、実際は5人来ていれば、そのときは反問権をして、当局から5人来ているんだけれどもっていう、そういう反問なんですね。ということは、私もじゃあそういったことがえてして多いもんですから、2番目まで可とすることによろしいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 私も、そういう難しい反問されるような質問しておりませんので、確認の意味、聞き直し、1番と2番ぐらいまでなのかなと思っております。2番。質疑の内容、確認、2段目のこれを確認するものということで、これまででいいのかなと思います。あとは議長の判断にお任せします。

○委員長（星 喜美男君） 須藤委員。

○須藤清孝委員 どこまでなんでしょうけれども、1個ちょっと確認したいんですけども、前の議会で議決を出しているんだけれども、議会として議決しているんだけれども、次の別な

機会にそれをおかしいとかって、まだ不服がありますというのに対して、当局からその話はもう終わっている話だみたいなケースって過去にあったと思うんですけども、そういうやり取りは。そういうのは反問権には入るんですか。反問権ではないのかな。

○委員長（星 喜美男君） それはないです。

○須藤清孝委員 どこにもじゃあ該当はしない。はい。そこをちょっと1点だけ確認してみたかったんですけども。2番、3番、その辺りまで行くと、ちょっと意味合いは違うんですけども、4番、5番辺りまでもその時の。

○委員長（星 喜美男君） 5番。

○須藤清孝委員 5番辺りまでは、その長の裁量によってはこれに似たようなケース、今4番、5番辺りは似たようなケースも判断に入ってしまうこともある。すごい難しいんですけども、ただ、確認だけっていうよりは、質疑とか、その議論を深めるという部分に関しては、3番ぐらいまでは認めたほうがいいんではないかと思っています。

○委員長（星 喜美男君） 3番ね。山内昇一委員。

○山内昇一委員 どうも。私19日に休んでしまって、資料を見てのお話となります、私も3番までは、やっぱりせっかく質問者の考えを出してもらわないと、やっぱり話が進まないと思いますし、その辺はやっぱり議長さんの裁量にかかっていると思いますので、そういうことで3番までと考えています。以上です。

○委員長（星 喜美男君） ちょっと倉橋委員、確認なんですか、倉橋委員は4番ですか。

○倉橋誠司委員 いえ、2番です。

○委員長（星 喜美男君） 2番。

○倉橋誠司委員 2番。

○委員長（星 喜美男君） 2番。すみません。2番目だね。そして高橋兼次委員は、兼次委員も2番まで。そうすると、どれが一番多くなったんだ。

○後藤清喜委員 本来ならば議運でまず素案をする。全会一致で。これは議運の仕事なんだよ。そうやってやってきたんだもん。

○委員長（星 喜美男君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 私、議運にいまして、議運の中では、たしか私の記憶だと4番目までという意見が半数以上です。3人だったと思います、たしか。2番までという方がお一人いて、5番までという方がお一人いて、最終的にはそんな感じだったと思います。

そうなると、多数決取るとまた難しくなっちゃうんですけども、議運としては、議運だけで決められないよねと。皆さんのお意見も聞かないとということでこちらに今来ているんですけども、議運で何があったかってことだけお話しさせていただくと、自分なりの考えとしては、普通に一般で会議を行うという場合には、当然その反論であるとか、私はこういうふうに思うんですけども、いやいや、それはよくないよ、こうだよっていうことは当然行われるわけで、議会だけ、その当局と議会という関係性の中で一定の制限があったということだと思うんです。

4番目の代替案の提示要求というのは、これ当然認めないと、じゃあどうしたらいいのかというときに、こちら側が、議員の側が質問したのにもかかわらず、こうすればいいんだという着地点、もしくは、こういうふうな事業を提案しますというものを何も持たずに、何となくおかしいからそれやめたらどうだと言っているのに過ぎないということになってしまうと、これは逆におかしい話かなと思うので、そういう意味では、議場に様々な意見を持ち込んで、それを議論する、討議するというのが議会の本質でありますから、代替案の提示要求を認めるとというのは反問権の本質だと思いますので、必要な部分ではないかと思って議運のときは発言しました。

5番目の反論という話になると、相手の発言、相手の提案に対して、それはこれこれこういう理由だから駄目なんだと、こういう理由だから駄目なんだという印象操作であったり、その提案されたものに対してできないこと、できない理由をどんどん挙げていくというのがいわゆる反論なのかなと思いますので、そうなると、最終的には水かけ論になり得ますので、そこは制限してはどうかというような意見が多かったのかなと思います。

私は、4番目までは認めるべきかなというふうに最後付け加えておきたいと思います。

（「議運のメンバー」「4番目ってことだね」「全員」の声あり）

○委員長（星 喜美男君） 議運の。議運のメンバーは、4番までが3人、5番までが1人、そのようになっています。単純に5人だと3人だと4人だとで決められない。これどう。

○議長（三浦清人君） 皆さんの意見を聞いてさ、要は、いいですか、議運だけの問題でないと。

○委員長（星 喜美男君） いや、それで今日やっているんだから。

○議長（三浦清人君） 議運のときは議運の話として皆さんにも。先ほど、議運のときと気持ちが変わった人もいるのだから。皆から聞いてみて、そして調節すればいいんじゃないですか。

○委員長（星 喜美男君） 3番までが5人、あと4番までが4人ということになるんです、議運も合わせて。（「2番もいる」「議運の方が発言した人」の声あり）2番も4人。2番も

4人いるね。（「議運でしゃべった議運の委員の方々、議運での考え方と同じってことでいいの」の声あり）同じだろう。いや、及川委員だけ。同じだそうです。うなずいています、4番。高橋委員。

○高橋兼次委員 大体数が着地したんだけれども、いろいろな考え方あってしかりだと思いますが、ただ、これを条文化して条例の中に位置づけるようになってきますと、きちんとこれの上を歩かなければならぬということになりますので。

それで、確かに今後藤委員が言ったような代替案はやっぱりこれは必要、議会の本質と言わればそうですが、これまでのいろんな経緯を見ますと、代替案出せないです。私が委員長したときもそうでした。出ません、要求されても。むしろそこまで踏み込んでやられると、活性化どころじゃなくなつて萎縮してしまいます、これ。ですから、この真ん中辺り、3番目ぐらいですか、この辺りまでである程度やってみて、それで少しでも活性化に近づき、何をいいですか、質を上げていって、ある程度それに応えられるようになってきたならば、またさらにこの中身を変えていくというようなやり方が俺は適當かなと、適切かなと思いますが、いかがですか。（「賛成」の声あり）

○委員長（星 喜美男君） それでは、数字的にも3番までという数字が多かったことでした。今の発言も合わせまして、3番までということで決定してよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、今後また見直しもあるということもございますので、今回は3番までという決定にさせていただきます。

それでは、次に、運用面での確認事項について、それぞれ御意見を伺います。

まず、反問権の行使により費やした時間の取扱いについて発言を求めます。菅原委員。

○菅原辰雄委員 今の90分の中に含めていいかと思います。

○委員長（星 喜美男君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 私も90分に含めていいかと思います。（「賛成」の声あり）

○委員長（星 喜美男君） それでは、議運での協議もありますので、ただいまの意見もそのように意見が多いようでございますので、反問権の行使により費やした時間の取扱いは含めるということにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。

次に、反問権の回数制限について御意見を伺います。こいつって回数って要る。ちょっと。

議運では3回までとして。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 議運の話なの。1件につき3回までって言ったのは多分私だったと思うんですけれども。議運では、そもそも制限要らないんじゃないのかと。反問する必要があるんだから、それ何回もすべきだろうという意見がありました。ただ、議長もお入りになる、お入りというか、その議運のメンバーじゃないですけれども、全てそればっかりに費やしてしまうと、今度90分の制限時間がなくなってしまいますし、議会がどんどん長くなってしまいまして、やっぱりどこかで制限したほうがいいんじゃないかという考えもありました。1件、だから1人につき1件という意見があったんです。90分の中で1回だけだと。だから伝家の宝刀みたいな形かと思うんですけれども、ただその中で、例えばですけれども、1件目の質疑の趣旨や内容の確認を行うものも、これ当然1回に含まれますので、今言ったデータがちょっとおかしいと思いますよと、本当にそのデータ正しいんですかって聞き返したのでもう1回です。終わってしまいますので、その後、議論が進んでいった中で、もっとさらに重大な議論を深めたいような場合が出てきたときにもう使えないということになりますので、複数回は必要なんじゃないかなという観点から、1人につき何件ということになると質問件数は1件の人も3件の人もいますので、提出した、通告した質問件数に応じて1件につき3回ぐらいというのを、あのときは提案させていただきましたが、皆さんはいかがでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 後藤委員。

○後藤清喜委員 1件につき1回ということで、質問が3件あれば3回になるかなと。1件につき1回ということで、あと質問1件の人もあるし、2件の人もある、3件もありますから、そうしたほうが充実した議論ができるのかなと。（「賛成」の声あり）

○委員長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「1問につき1回」「1回」の声あり）佐藤委員。

○佐藤雄一委員 確認は含まれるんですか。

○議長（三浦清人君） そこは議長の裁量で、反問権の回数に入るか入らないかでやりたいと思います。（「そんなに乱用するものではないんだ」の声あり）心配しているのは、反問、3分や2分で終わるんならいいんだけども、長々として、反問が、90分終わってしまったと、それ心配します。

○委員長（星 喜美男君） 今野委員、何か言いたそうで。

○今野雄紀委員 回数制限ということなんですかけれども、よく議場で半分の反問権みたいな状況にも、半分の反問権。（「分かりやすいように語って」の声あり）議長通さないでやり取り

みたいなのも見受けられるんで。（「議長通さないで質問したら、反問してるようにしてんの」の声あり）反問というか、確認。（「そんなの数に入んないんだから、議長が許可をして初めて反問権なんだ」「行使させるか、させないかだから」の声あり）ただ、そういうことも案外見苦しいというか。俺も見苦しいんでしょうけれども。そこで、こういったやつ1回なら行使するんだったら、やはり正式にというか、しっかり確認を取つてからの反問を。（「当然」の声あり）当然でしょうけれども。（「当局にもそのように申入れをします」「内容聞かなきや反問だか何だか分かんない。最初に反問権行使しますって語つて手挙げられて、中身聞かなきや反問権に値するかしないか分かんない」の声あり）

○委員長（星 喜美男君） もう一つ皆さんに確認したいんですけども、基本的に、反問権はその場で完結をすることが前提だと私は思うんです。例えば、計画書を出せとか、そういうものではなくて、その場で完結するということも当局にしっかりと伝えていったほうがいいと思うんですが、いかがですか。賛成で。じゃあ、どの声が大きい。

じゃあ、1件につき1回ということでよろしいですか。（「はい」の声あり）
では、そのように決定させていただきます。

それでは、最後に、ただいま決定しました基準を基本条例または要綱なりで明確化する必要性について御意見があれば伺います。（「なし」の声あり）なじじゃなくて、明確化すべきかどうかということで。（「するというようなことでないの。明確化するということでの。明確にするというようなことの会議でないの」の声あり）する必要性について御意見を伺いますって言っている。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 すみません。明文化しないんだったらそもそも話しする必要ないんじゃないからって話だと思うんですけども。

議運の中で出たのは、議会基本条例に、例えば、今3点目、上の基準でいえばレベル3まで、質問・質疑の背景、根拠を問うものまで認めるというのを条例の中に書いちやうと、この条例を、さっきもありましたけれども、いずれ議会が成熟していけばまた基準は見直すかもしれないといったときに、条例そのものをまた改正しなきゃいけなくなるんで手續がちょっと変わってしまう。なので、反問権は認めるという文言で、その中に別途要綱は別に定めるという文言を追加して、その下のほうにありますけれども、反問権実施要綱の策定で対応するというのがいかがかというような意見がありましたので、議会基本条例にということですね。細部まで、質問件数が1回だとか、そういうところは条例の中にはまず書かずに、別に定めますよということにしておいて、そっちにしっかり書き込むというのがいいんじゃない

いかというような意見があったので、それを説明しないとなかなかあれかなと思います。

○委員長（星 喜美男君） 説明なかったっけ。（「分かりました」「そのほうがいいんでないの」「会議規則でさ、やっぱり」の声あり）いや。局長。

○事務局長（男澤知樹君） 議会基本条例には、反問権を行使できますよと言っています。その具体的の運用については書き込めていないんで、今考えているのは、事務局として今お話ししているのは、その具体については別に定めるという形で条例改正をしたい、するのが適當かなと。別に定めるというのを反問権実施要綱のような形で制定をすると。会議規則には残念ながら反問権については全く何も言及はされておりませんということになります。

○委員長（星 喜美男君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 その実施要綱、これを改正する際は、どういう場で議論をするんでしょうか。この議会活性化委員会で決定すればいいという感じなんでしょうか。それとも、あるいは議会に諮らないといけないのか。その辺りの手続をお願いします。

○委員長（星 喜美男君） 局長。

○事務局長（男澤知樹君） まずもって、議会基本条例には、この条例を改正するときは議運においてということで書いてあるので、その議運においてという文言を改正しない限りは、やはり今後検討は一義的には議運でございます。ただ、今回も議運なんです。ただ、議運として6人で決定していいのかと。まず決定するんだけれども、皆さんの意見を聞いた上で最終的に議運で決定するというほうがやはりいいのではないかということで今回。多分同じようなプロセスをたどるんだろうなと、今後においてもということでございます。

○委員長（星 喜美男君） こいつ、新たな要綱制定でいいんですね。（「そうです」の声あり） それでは、ただいま議論されました基準を新たな要綱の制定で明確化するようにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） それでは、そのように決定させていただきます。いいんだね。（「議運で検討するってこと」の声あり）議運。ああ、そうか。

ただいま決定しました内容につきまして、議長に報告をし、議会運営委員会で結果を踏まえた協議をし、適切な措置を講ずることとなりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に移ります。

通年議会・通年会期の導入についてを議題といたします。

前回の委員会で導入する方向で調査を進めることと決定いたしましたが、本日は資料に記載

のとおり、当局とのすり合わせが必要な事項や具体の方針を決定すべき事項を事務局案として提示させていただきましたので、その内容について過不足がないか、不足があるとすればどういった項目が必要かの御意見を伺いたいと思います。

事務局より説明をいたさせます。局長。

○事務局長（男澤知樹君） それでは、資料の3ページ目を御覧ください。

通年議会・通年会期の導入についてということでございます。

ただいま委員長が申しましたとおり、通年議会・通年会期を導入する方向で調査を継続することと決定されております。今後、当局とのすり合わせが必要な事項や具体の方針を決定すべき事項がございます。それらについて議会側の方針や考え方を示した上で、当局と協議を重ねていくこととなります。そのため、本日、大枠で調整が今後必要となるであろう事項、次のとおり事務局案としてお示しをさせていただくというものでございます。1番から5番までということで記載しております。

まずイの一番です。制度の選択。通年議会とするのか、通年会期、いずれを選択するのかという点について決めなければなりません。参考までに、通年議会は、年1回町長が招集し、ほぼ1年の会期、これが通年議会。通年会期、これは最初の招集は町長が行うんですけれども、2年目以降は町長は招集は致しません。これは招集したこととみなすというのが法律に書いてございます。なので、最初だけです。会期はきっちり1年間、365日。こういった違います。

2番目、じゃあいつからやるのかというのを決めなければなりません。会期を何月からとするのか。また、じゃあいつから導入するのかというのも決定しなければならない大枠の事項でございます。例えば、1月からやる。いやいや、4月からとか。特に何月からは駄目だよというのはございません。これは通年会期・通年議会いずれにおいてもござります。

3番、専決処分。通年議会・通年会期、いずれとした場合であっても、179条第1項に規定されている議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときの専決処分、これについては、年間通して議会は開会されている状態でございますので、基本的に行われることはございません。しかしながら、同法第180条第1項の規定、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは町長においてこれを専決処分にことができるを根拠として、この規定を根拠として、当局から議会に対しまして、これらは軽易な事項なので、議会での議決で指定していただきたいというような要請があるのが先進事例の常のようでございます。本町において、今後指定の要請が当局からあった場

合において、これを受け入れるか否かの内容の検討及び判断、これを議会として検討しなければならないというのが3番目。

4番目、開議（再開）と記載しております。定例の会議、緊急の会議ともに、請求後直ちに町長から付議したい議案があるんであした開いてくれとか、今日の午後開いてくれと言われても、これはなかなかさすがに難しいということがございまして、他の先進事例を見ますと、議会と当局の間で、一定程度議会を開いていただきたい場合は、例えば2週間前までにとか、3日前まで、5日前まで、7日前までに議会にお話をして調整をすることといったルールが決められておるようでございますので、これらについても当局とすり合わせが必要であるということです。

5番目、最後でございますが、これら以外にも条例、規則、あとは先例集等の改正。あとは議事録の調製をどうするのかとか、議会だよりをどのタイミングで、スパンで発行していくのかとか、請願、陳情の取扱いをどうするのか。あとは、最後、一事不再議の適用の原則をどうするのかと。これまで、例えば、今日決まった臨時議会の議決した案件が、例えば、もし仮に否決されたのが今日あったといった場合は、町長はまた別に臨時議会を招集してまた上げることはできるわけです、そんなに期間置かずに。ただ、通年議会ですと、1年間の会議でございますので、議会の一事不再議の原則、これをしゃくし定規に適用すると1年間上程できなくなっちゃうわけなので、その取扱いをどのようにするかといったことも議会として決めていかなければなりません。

このほかも細かい部分がございますけれども、本日は1から4まで、大枠の部分について、こういった部分も今後可及的速やかに決定していかなければいけないよということを頭出しのような形で説明させていただきました。

最後なんですけれども、そうは言いながらも、実際に試しでやってみないと見えない問題もあるんじゃないのかという部分で、早い時期で通年議会・通年会期の試行、試しに行うといったことも検討する必要があるのではないかと。先進事例でも、若干の期間とかやってみた上で、必要な条例改正とかして本格導入という例もございますので、そういう部分も検討する必要があるのではないかということで記載をさせていただきました。

私からは以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） それでは、ただいま事務局提案のとおり、今後検討してまいりたいと思います。また、導入に向けた試行につきましても、早期に実施できるよう進めてまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。

最後に、その他として各委員から特別委員会について御意見があれば伺います。ございませんか。（「なし」の声あり）

ほかに、事務局から何かござりますか。（「なし」の声あり）

なければ、次回の委員会についてお諮りいたします。

次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのように取り進めることといたします。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。

以上で会議を閉じます。

大変御苦労さまでした。

午後4時39分 閉会